



発行 東京都

目次	50
----	----

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (環境局気候変動対策部総量削減課) : 一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則..... (同) : 一六

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百二十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 (平成十三年東京都規則第三十四号) の一部を次のように改正する。

第四条の二十一の四第一項第三号の表都内削減量の項第一号中「の設備更新等の権限を有する者」を「を所有する者 (設備更新等の権限を有する者に限る。)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該都内削減量を算定する事業所等の使用者 (設備更新等の権限を有する者に限る。) 附則第十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同項の表中

別表第一一の項算定方法の欄 (イ)	熱使用量 (当該熱供給事業者から供給されたものに限る。)	知事が別に定める方法により算定した熱使用量
別表第一一の項算定方法の欄 (ロ) 及び	電気使用量 (当該電気供給事業者から供給されたものに限る。)	知事が別に定める方法により算定した電気使用量

を

別表第一の一 の項算定方法 の欄二	温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを交換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一の一 の項算定方法 の欄ホ	温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを交換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一の一 の項算定方法 の欄ヘ	温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを交換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一の一 の項算定方法 の欄ト	温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを交換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一の三 算定方法の欄 イ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量	知事が別に定める方法により算定した当該燃料の量
別表第一の三 算定方法の欄 ロ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量	知事が別に定める方法により算定した当該熱の量
別表第一の三 算定方法の欄 ハ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一の三 算定方法の欄 ニ	温室効果ガス排出事業者の事業所等において再生可能エネルギーを交換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量	知事が別に定める方法により算定した当該熱の量
別表第一の三 算定方法の欄 ホ	温室効果ガス排出事業者の事業所等において再生可能エネルギーを交換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量	知事が別に定める方法により算定した電気の量

に改める。

附則第十二項の表第四条の二十第一項の項中「ただし」の下に「、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年東京都規則第四百四十二号。以下この項において「一部改正規則」という。）による改正前の第四条の二十第一項において」を、「において、」の下に「一部改正規則による改正前の」を加える。

別表第一 一の項算定方法の欄中「次に掲げる」の下に「イからトまでの」を加え、「合算する」を「合算した量からチの量を減じる」に改め、同欄ロ中「以下この表において「熱使用量」という。」を削り、同欄ハ中「以下この表において「電気使用量」という。」を削り、同欄ニ中「保有していない量」の下に「又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量」を加え、同欄ホ中「保有していない量」の下に「又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量」を加え、同欄中へを次のように改める。

へ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを交換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

別表第一 一の項算定方法の欄中への次に次のように加える。

ト 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを交換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

チ 知事が定める口座その他これに類似するものに記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）を規

別表第一 七の項温室効果ガスの種類の欄中「六ふっ化いおう」を「六ふっ化硫黄」に改める。

別表第一付表第一 一の項事業活動の欄中「原油又は」を「石炭の生産、原油若しくは」に、「又は生産」を「若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気」に改め、「又は生産」を「若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄ハ(二)中「零度」を「二十五度」に、「気圧」を「バル」に、「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 知事が別に定める石炭の採掘ごとに、排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量(トンで表した量をいう。)に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第一 一の項温室効果ガスの排出の量の欄中ニの次に次のように加える。
ホ 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において輸送された当該原油の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気(トンで表した量をいう。)に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第一 二の項事業活動の欄中「、ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは」を「若しくはソーダ石灰ガラスの製造又は炭酸塩の」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄中「合算して得られる量」の下に「(三)の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量(トンで表した量をいう。)を除く。」を加え、同欄中ハを次のように改める。

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(二) 知事が別に定める炭酸塩(炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下(二)及び(三)において同じ。)ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量(トンで表した量をいう。)に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第一 二の項温室効果ガスの排出の量の欄中(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 炭酸塩を含有する鉱物で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において使用された当該鉱物(セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。)の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(二) 知事が別に定める炭酸塩ごとに、排出量算定期間において使用された当該炭酸塩(ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。)の量(トンで表した量をいう。)に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第一 三の項事業活動の欄中「炭化カルシウム」の下に「、二酸化チタン、ソーダ灰」を、「エチレン」の下に「等」を加え、同項温室効果ガスの排出の量の欄中ニを次のように改める。

ニ 知事が別に定める二酸化チタンの製造方法ごとに、排出量算定期間において当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第一 三の項温室効果ガスの排出の量の欄中ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

ヘ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (一) エチレン
 - (二) クロロエチレン
 - (三) 酸化エチレン
 - (四) アクリロニトリル
 - (五) カーボンブラック
 - (六) 無水フタル酸
 - (七) 無水マレイン酸
 - (八) 水素（アンモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）
- 別表第一付表第一 四の項を次のように改める。

四	炭素電極の電気炉における使用、鉄鋼の製造における鉍物の使用又	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 排出量算定期間における電気炉（知事が別に定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
---	--------------------------------	---

七	耕地におけ	次に掲げる量を合算して得られる量
---	-------	------------------

別表第一付表第一 六の項事業活動の欄中「若しくは製品の製造の用途への使用」を削り、同項温室効果ガスの排出の量の欄イ中「焼却され、又は知事が別に定める製品の製造の用途に供された」を「焼却された」に改め、同項を八の項とし、同表五の項事業活動の欄中「又は噴霧器の」を「の製造若しくは使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄イ中「として」を「の製造のために」に改め、「いう。」の下に「から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量」を加え、同欄口中「噴霧器の使用に伴い排出された」を「ドライアイスとして使用された」に改め、同欄中口の次に次のように加える。

ハ 排出量算定期間においてボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ニ 排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

別表第一付表第一中五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七	耕地におけ	次に掲げる量を合算して得られる量
---	-------	------------------

は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼

ロ 知事が別に定める鉍物ごとに、排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉍物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉍物の区分に応じ当該鉍物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉍物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 知事が別に定めるガスごとに、排出量算定期間における鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算して得られる量

	用	<p>る肥料の使</p> <p>イ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素の量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
--	---	---

別表第一付表第一 四の項の次に次のように加える。

五	潤滑油等の使用又は溶剤の焼却	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(一) 潤滑油</p> <p>(二) グリース</p> <p>(三) パラフィンろう</p> <p>ロ 排出量算定期間において焼却された溶剤（揮発性有機化合物（メタンを除く。）を含むものに限る。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
---	----------------	--

別表第一付表第二 一の項事業活動の欄中「（廃棄物燃料を除く。）の使用」を「の

使用、コークスの製造」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄イ中「廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるもの」を「知事が別に定める燃料」に改め、同欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第二 二の項事業活動の欄中「の生産」の下に、「木炭の製造」を加え、「精製又は都市ガスの製造」を「輸送若しくは精製、天然ガスの輸送、都市ガスの製造若しくは供給又は地熱発電施設における蒸気の生産」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄中ホを削り、同欄ニ(二)中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第二 二の項温室効果ガスの排出の量の欄中へを削り、ホの次に次のように加える。

- へ 次に掲げる量を合算して得られる量
- (一) 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量
- (二) 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

ト 排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メ

ートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量(当該原料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。)に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

(二) 排出量算定期間において供給された都市ガスの量(標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。)に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

リ 排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気量(トンで表した量をいう。)に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第二 三の項事業活動の欄中「カーボンブラック」を「エチレン」に改め、同項温室効果ガスの排出量の欄イ中「カーボンブラック」を「エチレン」に、同欄口中「コークス」を「酸化エチレン」に、同欄ハ中「エチレン」を「カーボンブラック」に、同欄ニ中「一・二・ジクロロエタン」を「スチレン」に改め、同欄中ホ及びヘを削り、同表五の項温室効果ガスの排出量の欄口中「頭数」を「頭羽数」に改め、「二頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄ハ中「排出量算定期間」を「知事が別に定める家畜(放牧されたものに限る。)ごとに、排出量算定期間」に、「牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭」を「当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表中十の項を削り、九の項を十一の項とし、八の項の次に次のように加える。

九 堆肥の生産 知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において堆

十 廃棄物の焼却	肥の生産に使用された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 知事が別に定める産業廃棄物ごとに、排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第三 一の項事業活動の欄中「(廃棄物燃料を除く。)」を削り、同項温室効果ガスの排出量の欄中「廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるもの」を「知事が別に定める燃料」に改め、同表二の項事業活動の欄中「原油又は」を「木炭の製造又は原油若しくは」に、「試験又は」を「試験若しくは」に改め、同項温室効果ガスの排出量の欄口中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 排出量算定期間において製造された木炭の量(トンで表した量をいう。)に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第三 三の項事業活動の欄中「又は硝酸」を「、硝酸又はカプロラクタム」に改め、同項温室効果ガスの排出量の欄口中の次に次のように加える。

ハ カプロラクタム

別表第一付表第三中九の項を削り、八の項を十一の項とし、七の項を八の項とし、同

項の次に次のように加える。

九	堆肥の生産 知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
十	却 廃棄物の焼却 次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設で知事が別に定めるものごと、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 知事が別に定める廃棄物(イの知事が別に定める焼却施設において焼却されるものを除く。)ごとに、排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第三 六の項事業活動の欄中「耕地」の下に「又は林地」を加え、同項温室効果ガスの排出の量の欄中口の次に次のように加える。

ハ 排出量算定期間における林地において使用された肥料に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

別表第一付表第三中六の項を七の項とし、同表五の項温室効果ガスの排出の量の欄口中「頭数」を「頭羽数」に改め、「一頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄ハ中「排出量算定期間」を「知事が別に定める家畜(放牧されたものに限る。)(ごとに、排出量算定期間)に、「牛の平均的な頭数」を「当該家畜の平均的な頭羽数」に、「牛の一頭」を「家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算

定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五	半導体素子等の製造 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量
---	--

別表第一付表第四中三の項を五の項とし、同表二の項事業活動の欄中「噴霧器、半導体素子等の製造等」を「若しくは噴霧器の製造」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄イ(一)中イを削り、(ロ)をイとし、(ハ)をロとし、同欄ホ中(四)の次に次のように加える。
(五) 自動車用エアコンディショナー
別表第一付表第四 二の項温室効果ガスの排出の量の欄中トを次のように改める。
ト 排出量算定期間において噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
別表第一付表第四 二の項温室効果ガスの排出の量の欄中リを削り、同表二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

二	マグネシウム合金の製造 排出量算定期間においてマグネシウム合金の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)
三	半導体素子等の製造 次に掲げる量を合算して得られる量 イ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量と

して知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該ハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

ロ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したトリフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第五中一の項を削り、二の項を一の項とし、同表三の項温室効果ガスの排出量の欄中ロの次に次のように加える。

ハ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 知事が別に定めるハイドロフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得

られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 知事が別に定めるハイドロフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

ト 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第五中三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四

鉄道事業又

排出量算定期間において廃棄された鉄道事業又は軌道事業の

は軌道事業の用に供された整流器の廃棄

用に供されていた整流器に封入されていたパワフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたパワフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

別表第一付表第六 一の項及び二の項中「六ふつ化硫黄」を「六ふつ化硫黄」に改め、同表三の項事業活動の欄中「半導体素子等の製造等」を「の製造等又は粒子加速器の使用」に改め、同項温室効果ガスの排出の量の欄イからニまでの規定中「六ふつ化硫黄」を「六ふつ化硫黄」に改め、同欄中ホを次のように改める。

ホ 知事が別に定める粒子加速器ごとに、排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として知事が別に定める係数に当該粒子加速器の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第一付表第六中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三	半導体素子等の製造	排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量
---	-----------	---

別表第一付表第七 二の項温室効果ガスの排出の量の欄中「当該使用された三ふつ化窒素」を「当該三ふつ化窒素」に改める。

別表第一の二中一の項から三の項までを次のように改める。

一	原料炭		
	(一) 輸入原料炭	トン	二八・七
	(二) コークス用原料炭	トン	二八・九

三 輸入無煙炭	(三) 吹込用原料炭	トン	二八・三
	(一) 輸入一般炭	トン	二六・一
	(二) 国産一般炭	トン	二四・二
		トン	二七・八

別表第一の二 四の項中「コークス」を「石炭コークス」に、「二九・四」を「二九・〇」に改め、同表五の項中「石油コークス」の下に「FCCコークス」を加え、「二九・九」を「三四・一」に改め、同表七の項中「四〇・九」を「四〇・〇」に改め、同表八の項中「三五・三」を「三四・八」に改め、同表九の項中「三八・二」を「三八・三」に改め、同表十の項中「三四・六」を「三三・四」に改め、同表十一の項中「三三・六」を「三三・三」に改め、同表十二の項中「三六・七」を「三六・三」に改め、同表十三の項中「三六・七」を「三六・五」に改め、同表十四の項中「三七・七」を「三八・〇」に改め、同表十五の項中「三九・一」を「三八・九」に改め、同表十六の項中「四一・九」を「四一・八」に改め、同表中二十五の項及び二十六の項を削り、同表二十四の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「四五・〇」を「四〇・〇」に改め、同項を二十六の項とし、同表二十三の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「八・四一」を「七・五三」に改め、同項を二十五の項とし、同表二十二の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「三・四一」を「三・二三」に改め、同項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四	発電用高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・四五
-----	---------	--------------------	------

別表第一の二 二十一の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「二一・一」を「一八・四」に改め、同項を二十二の項とし、同表二十の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「四三・五」を「三八・四」に改め、同項を二十一の項とし、同表十九の項中「五四・六」を「五四・七」に改め、同項を二十の項とし、同表十八の項中「標準状態」を「標準環境状態」に、「四四・九」を「四六・一」に改め、同項を十九の項とし、同表十七の項中「五〇・八」を「五〇・一」に改め、同項を十八の項とし、同表十

六の項の次に次のように加える。

十七 潤滑油	キロリットル	四〇・二
--------	--------	------

別表第一の二二二十七の項中「(前二項に掲げるものを除く。)」を削り、「九・七六」を「八・六四」に改め、同表二十八の項中「一・〇二」を「一・一七」に改め、同表二十九の項中「一・三六」を「一・一九」に改め、同表備考一中「二十四の項」を「二十六の項」に、「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同表備考二中「二十五の項及び二十六の項」を「二十七の項」に改め、同表備考三を削る。

別記第一号様式の十五中「優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書」や「優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書」及び「削減義務率の減少」や「基準への適合地球温暖化対策事業所の認定」に定める。

別記第一号様式の十六中「基準への適合及び削減義務率の減少」や「基準への適合」に

指 定 番 号	1 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合することを認め、次のとおり削減義務率を減少する。 削減義務率を減少する期間 減少後の削減義務率
備 考	2 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合すると認められないので、削減義務率を変更しない。

と

指 定 番 号	1 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合することを認め、次のとおり超過削減量の上限等を変更する。 認 定 期 間 超 過 削 減 量 の 上 限 削 減 義 務 率
備 考	2 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合すると認められない。

と

と

別記第一号様式の十七中「削減義務率の減少」や「優良特定地球温暖化対策事業所認定」及び「第5条の15第2項」や「第5条の15第3項」及び「削減義務率を減少する期間」や「認定期間等」及び「通知します」や「同条第4項の規定により通知します」に

認定取消しの理由		
認定取消し前の削減義務率	期間	削減義務率
認定取消し後の削減義務率	期間	削減義務率
備考		

を

認定取消しの理由			
認定取消し前の認定期間等	認定期間	超過削減量の上限	削減義務率
認定取消し後の認定期間等	認定期間	超過削減量の上限	削減義務率
備考			

を

改める。
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第5条の6関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所 法人名 代表者名		㊟
検証機関登録申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)第8条の7第1項の規定により、検証機関として 更新の登録 新たな区分の登録 を次のとおり申請します。		
登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号
登録検証機関の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
登録区分	1 特定ガス・基準量 3 その他ガス削減量 5 優良事業所基準	2 都内外削減量 4 電気等環境価値保有量
検証業務を行う営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任の氏名	別添のとおり	
役員	氏名	別添のとおり
検証機関登録申請者等が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書類その他規則で定める書類	別添のとおり	
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

- 備考
- ※印の欄には、記入しないこと。
 - 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 - 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

別記第二号様式の二を次のように改める。

第2号様式の2（第5条の6関係）

東京都知事 殿

検証機関登録申請者誓約書

検証機関登録申請者の役員は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の9第1項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

法 人 名
代 表 者 名

④

（日本産業規格A列4番）

別記第二号様式の三中

検証機関登録申請者との関係	1 本人
	2 法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員） 3 役員

職 氏 名	
-------	--

改め、同様式備考を削る。
別記第二号様式の四を次のように改める。

に

を

第2号様式の4（第5条の7関係）

登録検証機関登録簿					
登録番号	登録検証機関の名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	役員の職氏名	登録区分及び 登録有効期間	検証業務を行う営業所 の名称、所在地	営業所に置かれる 検証主任者の氏名
			1 特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 都内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(日本産業規格A列4番)

「登録番号」は、「検証機関登録申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」や「登録検証機関の名称及び代表者の氏名」並びに「検証機関登録申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」や「登録検証機関の主たる事務所の所在地」並びに

登録番号	登録の有効期間	
	登録区分	登録の有効期間
備考	1 特定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 都内外削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準(第1区分)	年 月 日から 年 月 日まで
	6 優良事業所基準(第2区分)	年 月 日から 年 月 日まで

を

登録番号		
登録区分及び登録の有効期間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 都内外削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
5 優良事業所基準	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		

改める。

別記様式第二号様式第六号「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」や「名称及び代表者の氏名」及び「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」や「主たる事務所の所在地」に改める。

別記様式第二号様式の七を次のように改める。

別記様式第二号様式の七 削除

別記様式第二号様式の八を次のように改める。

第2号様式の8（第5条の9関係）

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者名

㊦

年 月 日

登録検証機関登録事項変更届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の10第1項の規定により、登録検証機関の登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の名称及び代表者の氏名		
登録検証機関の主たる事務所の所在地		
登録番号		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地
	<input type="checkbox"/> 営業所の名称	<input type="checkbox"/> 営業所の所在地
	<input type="checkbox"/> 役員の名 <input type="checkbox"/> 営業所ごとに置かれる検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称	
変更内容	変更前	
	変更後	
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第二号様式の九を次のように改める。

第2号様式の9 (第5条の10関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 名

㊟

登録検証機関廃業等届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第1項の規定により、登録検証機関の廃業等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の名称及び代表者の氏名	
登録検証機関の主たる事務所の所在地	
登録番号	
届出の理由	1 合併による消滅 2 破産手続開始の決定 3 解散
届出理由の生じた日	年 月 日
登録検証機関と届出人との関係	1 元代表役員 2 破産管財人 3 清算人
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 「届出の理由」欄及び「登録検証機関と届出人との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第二号様式の十を次のように改める。

第2号様式の10 (第5条の10関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 名

㊟

登録検証機関検証業務廃止等届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第2項の規定により、登録検証機関の検証業務の廃止等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の名称及び代表者の氏名	
登録検証機関の主たる事務所の所在地	
登録番号	
休止又は廃止の別	1 休止 2 廃止
休止又は廃止の範囲	
休止又は廃止の期間	
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 「休止又は廃止の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第二号様式の十一を次のように改める。
第2号様式の11 (第5条の13関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所
法人名
代表者名

印

検証業務規程届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の16第1項の規定により、検証業務規程を定めたので次のとおり届け出ます。

登録検証機関の名称及び代表者の氏名	
登録検証機関の主たる事務所の所在地	
登録番号	
検証業務規程	別添のとおり
連絡先	
※受付欄	(電話番号)

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第二号様式の十二及び別記第二号様式の十三中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を「名称及び代表者の氏名」と、「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を「主たる事務所の所在地」に改める。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の規定は、算定の対象となる年度が令和六年度以降である都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)第五条の十五第一項の申請及び条例第八条の二十三第一項の報告書に係る算定並びに算定の対象となる年度が令和七年度以降である温室効果ガス等(条例第二条第四号の温室効果ガス、条例第五条の七第十五号の削減義務量、条例第五条の十一第一項第二号アの超過削減量、同号イの都内削減量及び同号カのその他削減量をいう。以下同じ。)に係る算定を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が令和五年度以前である条例第五条の十五第一項の申請及び条例第八条の二十三第一項の報告書に係る算定並びに算定の対象となる年度が令和六年度以前である温室効果ガス等に係る算定を行う場合については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の十五から第一号様式の十七まで、第二号様式から第二号様式の六まで及び第二号様式の八から第二号様式の十三までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百二十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年東京都規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の十一の二の改正規定中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項各号」に改める。

第四条の十六第七項の改正規定中「表の上欄」を「表一の項及び三の項」に改め、「減じて得た割合」の下に「、同表二の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄又は下欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合」を加える。

附則第三項中「割合とする」の下に「。ただし、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当し、かつ、新規則第四条の十六第七項の表二の項に掲げる事業所の種類に該当する場合における第四期削減義務率は、次の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該下欄に掲げる割合から、同項の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051



この紙は、環境にやさしいリサイクル紙です。